

情報公開審査会の答申概要（答申第47号）

1 請求対象文書 平成8年度松波川県単河川防災工事。〇〇に関する下請負人通知書

2 担当課（所） 奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 1. 6 公開請求
- (2) H18. 1.11 不存在決定
- (3) H18. 2.17 異議申立て
- (4) H18. 4. 4 諮問
- (5) H20. 1. 11 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

請求対象文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>本件請求文書は、平成8年度松波川県単河川防災工事に係る〇〇に関する下請負人通知書である。</p> <p>実施機関は、請負業者が当該文書を提出すべきところ提出がなく、また、短期間の小規模な維持工事であることから、十分に把握し指導することができなかつたため、提出されていないとして、不存在決定を行ったとしている。</p> <p>念のため、当審査会において、「平成8年度松波川県単河川防災工事」の件名を付した簿冊を実施機関から提示を受け、本件請求文書の有無を確認したが、存在しないことが認められた。</p> <p>したがって、本件処分は不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 10回

(別 紙)
答申第47号

答 申 書

平成20年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年1月6日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・平成8年度松波川県単河川防災工事。〇〇に関する下請負人通知書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成18年1月11日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

書類は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年2月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年3月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、当該工事に関し、〇〇からの依頼により下請工事を行ったが、石川県建設工事標準請負契約約款第6条の2第3項による通知書が提出されていないことは不可解であり、不存在決定は違法、不当である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

下請負人通知書は、石川県建設工事標準請負契約約款第6条の2第3項の規定により、請負者が工事の一部を第三者に請け負わせようとするとき、実施機関への提出が義務づけられる書類である。

しかしながら、当該工事については、請負者である〇〇が提出すべきところ、提出がなく、実施機関としても、短期間の小規模な維持工事であることから、十分に把握し、指導することができなかつたところである。

このようなことから、本件請求文書は存在しないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成8年度松波川県単河川防災工事の施工に当たって、請負者が実施機関に提出する下請負人通知書である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、当該工事の請負者から依頼を受け下請工事を行ったので下請負人通知書が提出されているはずとしているが、実施機関は、請負者が当該文書を提出すべきところ提出がなく、また、短期間の小規模な維持工事であることから、十分に把握し指導することができなかつたため、提出されていないとしている。

このようなことから、実施機関は不存在決定に至ったものと考えられる。

また、仮に、実施機関が本件請求文書を取得し保有している場合には、工事に関する一件ごとのファイル（簿冊）を編てつして、その中で保管されていることが一般的と考えられるところ、本件公開請求に係る工事の書類は「平成8年度松波川県単河川防災工事」の件名を付した簿冊に綴られているので、念のため、当審査会において、実施機関からその簿冊の提示を受け、本件請求文書の有無を確認したが、存在しないことが認められた。

したがって、本件処分は不合理ではないと考えられる。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 4 月 4 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 7 6 号)
平成 18 年 5 月 29 日	○実施機関(奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所)から理由説明書 を受理した。
平成 18 年 6 月 20 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 18 年 12 月 8 日 (第 145 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 9 月 18 日 (第 155 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 10 月 11 日 (第 156 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 11 月 8 日 (第 157 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 12 月 26 日 (第 158 回審査会)	○事案の審議を行った。